

2019年11月9日

厚生労働大臣 加藤勝信様
農林水産大臣 江藤拓様
環境大臣 小泉進次郎様
消費者庁長官 伊藤明子様

生活協同組合共立社
理事長 安達忠士

ゲノム編集技術を応用した食品・添加物の厳格な流通規制と表示制度の確立を求めます

生活協同組合共立社は山形県を区域とする組合員16万人の購買生協です。「いつまでも住み続けられるまちづくり」を目指して、平和や暮らしを守る運動、安全安心な商品の供給に取り組んでいます。そして組合員が生協に期待するのはいつの時代も「食の安全・安心」であり、そのために品質管理や添加物自主基準の運用、産直による食料自給率の向上に力を入れてきました。

今般、ゲノム編集技術を応用した食品（以下、ゲノム編集食品）の流通に関するルールが定まり、輸入食品も含めてゲノム編集食品が私達の食卓に上ることが解禁されました。ゲノム編集食品は、これまでの遺伝子組み換え技術より効率良く品種改良が可能になり、外来遺伝子の残存のないパターンであれば自然の突然変異と変わらないとされ、便益性と安全性に優れた夢の技術のように喧伝されています。しかしゲノム編集技術は開発されて日が浅く、長期的なリスクの検証も、十分な情報公開もないまま実用化されているのが実態です。目的外の遺伝子を切断した場合の「オフターゲット変異」による想定外のアレルゲンの産生や、自然環境に逸出した場合の生物多様性への悪影響が非常に懸念されます。当然ですが、国民の命と健康に直結する食品の扱いについては、経済効率優先ではなく、「予防原則」に基づいた慎重で厳格な規制が重要です。また、消費者の選択の権利を保障するためのトレーサビリティ流通と表示制度は不可欠と考えます。しかし、今回のゲノム編集食品の流通解禁は新技術に対する安全性の評価が定まらない中での拙速な決定であり、しかも規制の内容も不十分で、消費者・組合員の懸念を払しょくするものではありません。以上の観点から生協共立社では、ゲノム編集食品に係る規制や表示制度について、現行制度を見直し、実効性のある制度を早急に確立することを政府および関係省庁に求め、以下要請します。

記

1・すべてのゲノム編集食品・添加物について、「予防原則」に基づく規制を求めます。

ゲノム編集技術によって食品安全上や生物多様性への予期せぬ悪影響が生じる可能性が排除できない以上、ゲノム編集食品も遺伝子組み換え食品同様に「予防原則」に基づく規制を整備することが重要です。予防原則に照らして、ゲノム編集食品・添加物は例外なく規制の対象とすべきです。外来遺伝子の残存がない場合でも届け出・表示の対象とすること、輸入食品についても国内生産品同様に、届け出、規制、情報公開を義務化する必要があります。

2・抜け道のない、実効性の高い届け出制度の構築を求めます。

現行制度では、届け出が義務化されておらず、また届け出をしないなどルールに従わない事業者への罰則や公表が明確化されておらず、実効性ある制度とはいえません。きちんとすべてのゲノム編集食品は、後代交配種も含めて届け出を義務化すること、ルール違反を犯した事業者への罰則規定を設け取り締まりを強化すること、原則情報は公開することを明確にし、実効性の高い制度を構築すべきです。

3・消費者との徹底したリスクコミュニケーションの推進を求めます。

新しい技術による食品を実際に口にするのは消費者です。しかし、現状ではゲノム編集食品について十分な理解のないまま、流通解禁が強行されました。このままでは消費者は大きな不安を感じ、食品行政全体への不信を招きかねません。ゲノム編集食品について、消費者も事業者も含めた国民全体への周知と、メリット・デメリットどちらも隠さず情報公開し、徹底したリスクコミュニケーションを推進することが必要です。

4・消費者が正しく選択できる権利を担保するため、トレーサビリティ流通と検査方法、表示制度の確立を求めます。

通常の食品との区別は困難として、ゲノム編集食品の表示の義務化は見送られました。これは消費者の「知る権利」「選ぶ権利」を軽視し、解禁を急ぐための判断といわざるをえません。確かに、最終製品の段階でゲノム編集かどうかの科学的検証は困難です。だからこそ、流通履歴を管理するトレーサビリティと検査方法を確立することで、表示制度の実現につながります。また、トレーサビリティによって、ゲノム編集食品に何らかの問題が発生した場合に検証が可能となります。消費者が正しく選択できる権利を担保するため、トレーサビリティ流通と検査方法、表示制度の確立を強く求めます。

以上